

令和 7 年度 介護職員等処遇改善加算取得における「職場環境要件」の取り組みについて

【介護職員等処遇改善加算の算定について】

介護職員の処遇改善については、令和 6(2024)年 6 月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、要件の一つである「職場環境要件」に関して、当法人では職員一人ひとりがやりがいを持って長く働き続けられるように、職員の賃金改善に加え以下の取り組みを行っています。

《職場環境要件》

区分	内容	具体的取り組み内容
入職促進に向けた取組	☐ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ☐ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	・「人材育成基本方針」を策定し、法人が求める『福祉の礎』となる職員像（福祉人材）を明確化し、その実現のために各研修の受講や資格取得支援制度などの各種取り組みの実施。 ・年齢や有資格にこだわらない求人の掲載、採用試験を実施。 ・小中学生、高校生の職業体験や大学生の実習受入れの実施。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☐ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ☐ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	・人材育成のための各事業所等における研修の実施のほか、喀痰吸引研修、配置上必要な資格の計画的な研修の受講支援、また職階に応じた階層別研修受講支援。 ・各職員のスキルアップのための資格取得支援制度を実施（受験や受講費用の助成）。 ・年 1 回、上位者による面談を実施。自身のキャリアの方向性等の相談機会を設けている。
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ☐ 有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	・「子の看護等休暇」や「介護休暇」制度（有給）を整備し、休暇を取得しやすくし、子育てや介護と仕事の両立支援の充実を図っている。 ・日々の情報共有や業務分担及び主・副担当制により業務の偏りを防ぐことで有給休暇の取得促進を図っている。
腰痛を含む心身の健康管理	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ☐ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研	・メンタルヘルス相談窓口を設置し、産業医をはじめ所属の上長や事業場内産業保健スタッフなど窓口担当者を配置し相談体制の充実を図っている。

	修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 □事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	・外部機関実施による介護講座の受講支援を実施。 ・事故対応マニュアル（フローチャート）を作成し、トラブル発生時の体制を整備している。またオンライン動画視聴による研修を実施。
生産性向上のための業務改善の取組	□厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている □現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している □5S 活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている □介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。居宅サービスにおいてはケアプラン連携標準仕様を実装しているものに限る）及び情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等）の導入	・委員会を立ち上げ、業務改善に係る体制構築の検討を図っている。 ・職員の一日の業務をまとめ、生産性向上に向けた課題の見える化に取り組んでいる。 ・滞りなく業務を遂行するために各事業所等で日々行っている整理整頓や掃除などの取り組みによる職場環境の整備。 ・介護ソフト及びタブレット端末、インカムを導入し、ソフトや機器を活用した記録や情報共有など業務の効率化に取り組んでいる。
やりがい・働きがいの醸成	□ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 □地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	・改善や統一が必要な事項は、毎日、毎週、毎月など定期的な情報共有の機会を設け職場内のコミュニケーションの円滑化を図りながら勤務環境の改善やケア内容の統一に努めている。 ・ボランティア受入による地域の住民との交流実施のほか、地域包括ケアに関する研修会へ参加。